

○議長（金堂清之君） 2番、榊 朋之議員。

榊議員は時間制にて質問いたします。

○2番（榊 朋之君）〔登壇〕 2番、榊 朋之です。

本日は通告のとおり時間制にて、春日市の市政運営、特に市制施行40周年記念事業につきまして市長に、また、現在社会問題化しておりますいわゆる脱法ハーブに関する件を、市長並びに啓発教育の観点から教育長にも、お考えをお伺いさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

皆様御周知のとおり、春日市はことし市制施行40周年を迎えました。昭和47年（1972年）の春日市誕生以来、市の発展に貢献された多くの皆様の御苦労と御努力に、心からの敬意を表するものでございます。

「市報かすが」の4月1日号の冒頭において、市長のコメントとしても触れられておりましたが、今現在、「春日市が住みよい」とお答えいただいた市民の方が93.2%もいらっしゃるということは、多くの先人たちの春日市を住みよいまちにしようという多彩な活動と努力のたまものでもありますことは、火を見るより明らかでございます。私のような若輩者はただただ頭の下がる思いでございます。

また、今日の多種多様化する価値観の中にあつて、人口11万人を超える春日市民のリーダーとして、常に「市民が真ん中」の基本理念のもと陣頭指揮をとられております市長の政治理念や行政手腕を見るにつけ、常々尊敬の念を持って拝見をさせていただいておるところでございます。

しかし、ここで一つ市長に御質問がございます。市制施行40周年に係る何らかの記念行事を行うおつもりはないのでしょうか。

今年度は春日市の近隣市におきましても、市制施行の周年記念の年となっております。これらの市においては大変大がかりな市制施行の周年行事を、まさに市を挙げて、ことし1年間の最大の通年事業、イベントとして盛り上げておられます。推測しますに、多分、大がかりな予算も組んでのことと思われまます。

確かに財政状況が大変厳しい折、また大きな事業が控えている現在の春日市の現状もでございます。市民にとって一番大切なものは何かを真剣にお考えになり、余分と思われるぜい肉をぎりぎりまで排除された予算を組まれた市長のお考えは、十分推測できます。

ともいたしますと、市政にかかわったのがほんの数年であるにもかかわらず、まるでその数十年がすべて自分の手柄であるかのような仰々しい式典を行われる、まさに我田引水の市長が一般論として大変多い中にあつて、井上市長のまさに名より実をとる御英断は、私のような者に言われたくもないでしょうが、称賛に値するものであると考えております。

しかしながら、やはり一市民の立場といたしましては、近隣市がこれほど大騒ぎをしている中で、春日市だけ何もないというのは若干寂しい気もいたします。確かに、だれも読まないであろう分厚い何巻にもわたる市史の編さんや、極めて特定の間人だけが表彰を受けるお手盛りの式典のための式典は、必要ないとも考えます。しかしながら、市制施行40周年という節目に当たり、

市民の皆様にさらにこの春日市に、また市政に親しんでもらえるような、そんなきっかけづくりの一環として、市制施行の周年事業をささやかでも行うことを考えられてもよろしいのではないのでしょうか。

私は、全く個人的な意見ではございますが、この市制施行40周年に合わせて、市民の皆様に、今現在ちまたで大変話題にもなっておりますところの、市の新しいマスコットキャラクター、いわゆる「ゆるキャラ」を公募されてはいかがかと考えております。今後数十年にわたって市民に親しんでもらえるキャラクターを、市民の皆様に絵をかいていただき、それを今後はぐくんでいく。あくまでとらぬタヌキの皮算用ではございますが、うまく転べば市のメディアへの露出もふえ、経済効果も見込める夢の第一歩となります。何かと世知辛く閉塞感の漂う世情でもあります。市民と行政が一体となれる、そんな周年事業を模索されてみてはとありますが、いかがでございませうでしょうか。市長の忌憚のない御意見をお聞かせください。

続きまして、話は大きく変わりますが、昨今、新聞紙上等を騒がせております、いわゆる脱法ハーブの問題につきましてお伺いいたします。

皆様も御存じかと思いますが、ハーブとは一般的に、特にヨーロッパで、薬用の薬草やスパイス等として用いられる有用な植物の総称であります。ライムやミントなど香りを楽しむものや、ローリエやローズマリーといった料理として用いられるものが有名で、一部極めて毒性の強いものがありますが、一般的には香りを楽しむものとして、広く御家庭にも流通をいたしております。

しかし、現在社会問題となっておりますのは、この香料としてのハーブに、人体にとって大変有害な化学物質、脱法ドラッグを混入し、販売、流通されているものであります。脱法ドラッグとは、覚せい剤や麻薬と似た効果があるのに、所持すること自体に処罰規定がない薬物の総称で、これらの薬物は、成分が禁止薬物とほとんど同じであっても、薬事法で違反薬物と指定されたものと成分のほんの一部、例えば成分表における化学記号の配置、この一つが違うだけで、法律上は違反薬物にならないという問題があり、このことが、人体に有害な薬物であるにもかかわらず、販売者が「脱法」どころか「合法」等とのたまう根拠となっております。

今現在、脱法ハーブとして販売しているものの多くは、乾燥させたハーブに、今御説明した脱法ドラッグ、これは主に麻薬によく似た成分が含まれる合成カンナビノイドに類似する薬物を混入させたものが主流であるようです。この合成カンナビノイド類が引き起こす症状は、意識の混濁、呼吸困難、けいれん、興奮状態など、俗に言う麻薬の吸引時の症状と何ら変わりのない悪質なものであります。また、シンナーなど化学物質と同様に、脳神経に重大なダメージを与えることも実証されております。2月に名古屋で、また今月には大阪で、脱法ハーブを吸引した者が幻覚状態に陥り、大きな事故を引き起こしております。

これほど悪質な薬物であるにもかかわらず、先ほども述べましたように、混入してある薬物が指定薬物以外であること、また香料として、すなわちお香として販売を目的としており、吸引目的ではないなどといった、子どもじみた言いわけではございますが、これがまかり通る。まさに法の網をかいくぐる脱法行為が堂々で行われている状態であります。取り締まる法規定が未整備

でありますことをいいことに、この脱法ハーブはネットの世界はもとより、都市圏においては白昼堂々、自動販売機でまで売買が行われている、目を覆わんばかりの状態であります。

これらの薬物に対する取り締まりや指導は、県の薬事課や県警が最終的に権限を持つものでありますことは承知をいたしております。しかし何度も申しますが、法の網をかいくぐり、指導が追いつかない状態にあるのが現状です。厚生労働省も指定薬物以外の薬物に対して包括指定、これは指定された薬物に成分の似たものであれば包括して所持等を禁止するという方針を検討中ではあります。やはりこの手の問題は常にイタチごっこの感がぬぐえません。

今現在、幸いにして春日市内にはこの脱法ハーブを販売する店舗はないと思われれます。しかし、いつ「ハーブ・お香のお店」などと、まるで当たり前顔をして危険な薬物を販売する店舗が出現されるとも限りません。県や県警に指導、取り締まりを要請するにいたしましても、市役所内においてこういった、今後起きてほしくない事態ではございますが、仮に事例が起きた場合に、どの部署が対応するか、これを決定しておく必要があるように思われれます。

春日市には脱法ハーブを含む違法薬物は絶対に入れない、もしくは少なくとも春日市で絶対に販売させないという水際作戦を、市民の健康や子どもたちの教育環境、将来を考えましても展開する必要があると思われれます。担当部署を決めて、一刻も早い巡回指導等、対策を講じる必要があると思われれますが、いかがでしょうか、市長の考えをお聞かせください。

また、先ほども触れましたが、「ハーブ」などというふだんから親しみやすい名前を用いることで、心のすきをつき人に忍び寄るといふ悪質さでは、これまでの禁止薬物よりさらに危険なものであると、この脱法ハーブは言えます。その意味においては、子どもたちに対する非常に大きな悪影響を危惧するものでございますし、これまで知られている薬物以上に警戒をする必要があります。

ふだんから麻薬や覚せい剤、シンナー等禁止薬物、脱法ドラッグなど使用を行わないよう、啓発活動は行っておられるとは思いますが、大人の世界においてもこれほどのイタチごっこの状態であります。子どもたちには特に人体に有害な薬物に関する正しい知識を身につけさせる必要があります。脱法ハーブのようなこれまでになかった薬物が世に出た際、今後どういった対応をし、また行う予定であるかを、今現在行われております啓発活動とあわせて、教育現場の御意見、お考えをお聞かせください。

以上2点につきまして、御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 榊議員から、施政方針についての御質問でございます。

まず、市制施行40周年に係る何らかの記念行事を行うつもりはないのかとのお尋ねにお答えいたします。

記念行事の開催につきましては、経営会議で検討を行った結果、現下の厳しい社会経済情勢にかんがみ、一過性でイベント色の強い行事の実施については、極力控えるようにしたところでございます。しかし一方で、この市制施行40周年記念の機会をとらえ、市民一人一人がその住みよ

さを探求し、住みよいまちづくりを目指し続ける機運を醸成するため、昨年スタートしたばかりの第5次総合計画に掲げる本市の将来都市像「住みよさ発見 市民都市かすが」の理念を内外に発信していくべきではないかとの議論もなされました。

そこで、この「住みよさ発見 市民都市かすが」を40周年記念のキャッチフレーズとして用い、これにちなんだロゴマークをすべて市職員の手づくりで作成したところでございます。具体的な取り組みといたしましては、本市の魅力をアピールできる事業に「市制40周年記念」の冠を付すことで、市制40周年をより多くの市民にPRする取り組みを行っております。現在、春日奴国あんどん祭りや春日市文化祭など、市民に親しまれている19事業の協力をいただいております。さらに視覚に訴えて市制40周年をPRするため、前述のロゴマークをデザインしたのぼり旗を50本作成し、冠事業などに貸し出すようにいたしました。

また、11月3日の春日市表彰式におきましては、市制40周年の節目にふさわしい式典として、市にゆかりが深く、表彰するにふさわしい方の表彰を現在検討しております。

次に、40周年に合わせて市の新しいマスコットキャラクター、いわゆる「ゆるキャラ」を公募してはどうかのお尋ねにお答えいたします。

これにつきましては、導入自治体の取り組みの事例から、制作コストに見合うだけの効果が十分見出せないと予測されますので、現時点では慎重にならざるを得ないと考えております。

ちなみに、本市では市民活動として、全市的に青少年の育成に関するさまざまな取り組みを行っている春日市青少年育成市民会議のマスコットキャラクターとして、「かすがくん」と「あすかちゃん」が既に存在しておりますので、今後も同団体と連携しながら、その活用を積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に、違法薬物について、議員御自身非常によく研究されて、わかりやすい言葉での御質問でございます。内容は議員と全く同感でございますので、私どももこの件につきましては真剣に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

まず、担当部署を決めて一刻も早い巡回指導などの対策を講ずる必要があると思うがどうかのお尋ねにお答えいたします。

議員御案内のとおり、薬事法で規制されている薬物と同じような作用をするものの、違法とされている薬物の成分と全く同一ではないというだけで取り締まりを逃れているのが、いわゆる脱法ドラッグでございます。この脱法ドラッグや、それを混入させた脱法ハーブは、吸引などにより意識障害や呼吸障害など、重篤な症状を引き起こす危険性があるため、社会問題にもなっており、国も対応に苦慮しております。

7月1日には薬事法改正省令において、新たに幻覚作用などを有する蓋然性が高い成分など9物質が指定され、77種類が指定薬物に指定されることとなります。しかしながら、これまでも薬事法で禁止された化学物質以外の物質を混入させた脱法ドラッグがすぐに製造され、法改正とのイタチごっこが続いております。

この脱法ドラッグを初め違法薬物につきましては、専門的な知識のもと、広域的な取り組みが

必要であるため、権限を持つ県と県警が対応を行っております。このため、春日市独自の取り締まりや単独の指導方針などを定めることは難しく、対応につきましても国の法改正の動きなどを確認しながら行うことになると思われまます。

以上のことから、脱法ドラッグ対策として市が今早急にすべきことは、違法ドラッグについての正しい知識の普及に向け、一人でも多くの市民に対し啓発、教育に努めることではないかと考えております。

本市の組織的対応といたしましては、まず取締機関である福岡県警や、保健衛生面からの事業として撲滅などに取り組んでいる、筑紫地域を管轄する県保健福祉環境事務所などと緊密に連携してまいります。その上で、違法ドラッグなどは絶対に許さないという強い意思を持ち、市の関係部署が問題意識を共有し、連携して市報などによる啓発、教育などに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、教育現場における薬物に関する啓発の現状と、脱法ハーブなどこれまでになかった薬物が世に出た際の対応についてのお尋ねについては、教育長より答弁をいたさせます。

○議長（金堂清之君） 山本教育長。

○教育長（山本直俊君）〔登壇〕 教育現場における薬物に関する啓発の現状と、脱法ハーブなどこれまでになかった薬物が世に出た際の対応についてのお尋ねにお答えします。

学校現場における薬物乱用に対する児童生徒の啓発が、薬物乱用防止教育として、福岡県教育委員会通知に基づき、小学校では全学年一斉学習や、第5・6学年を対象とした保健学習で行っております。中学校につきましては全学年一斉学習や、第3学年を対象とした保健体育科の学習の中で実施しております。ここでは、たばこ、飲酒、シンナー、覚せい剤などが健康に与える悪影響についての指導内容となっております。講師につきましては、中学校では全校で、春日市青少年育成市民会議の御協力のもと、薬剤師、警察職員、民間団体などから専門の外部講師を招いております。

現在のところ、いわゆる脱法ハーブに特化して実施してはおりませんが、本年2月に厚生労働省が作成した、子どもたちを薬物乱用から守るための保護者用冊子を、小学校6学年の保護者に配布いたしました。その中には、使用すると心身に危険がある薬物が写真つきで紹介されており、脱法ハーブが掲載されております。

脱法ハーブにつきましては、県内の児童生徒ではその使用などの事案の報告はまだありませんが、議員御指摘のとおり、その危険性から、児童生徒にその害を知らせ使用させないなどの指導、教育が必要であると考えます。脱法ハーブを初めとしたこれまでになかった薬物が世に出た際の対応につきましては、県教育委員会と一体となって薬物乱用防止教育の中に取り組んでいくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（金堂清之君） ここで暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

---

休憩 午後 3 時02分

再開 午後 3 時15分

---

○議長（金堂清之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、榊 朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 2番、榊 朋之でございます。休憩前に引き続きまして、いま一度気合を入れ直して御質問させていただきます。

先ほどの御回答ありがとうございます。冒頭の質問とは順序が逆になりますが、まずは脱法ハーブの件につきまして再質問をさせていただきます。

先週末、これは6月14日の朝刊でございました。皆様もお見になられた方は多いかと思えますけれども、福岡市内の脱法ハーブ店が県警の摘発を受けたとの記事が大きく掲載されておりました。この店舗はですね、「ナチュラルハーブの店」であるとか「九州一の品ぞろえ」などをいしゃあしゃあとうたい、繁華街でまさに堂々と営業を行っていたということだそうです。

この報道でも触れられておりましたんですが、現在、福岡県の薬務課が確認しているだけでも、県内に約20店舗の脱法ハーブを販売する店舗があるということだそうです。これはもう決して春日市にとってよそごとではないと、そういう状況でございます。

ではどうするかと。ここが非常に悩ましい問題でありますことは、私も承知をいたしております。市長からの御回答にもありましたとおり、あくまで管理や取り締まりの権限を持つ機関は、県警や県の薬事課でありますし、その機関ですらこの悪質な業者の脱法行為とのイタチごっこで、取り締まりや法令整備も遅々として進まない、そういった状況であります。

先ほど触れた福岡市内の脱法ハーブ店の摘発につきましてもですね、摘発の要件が覚せい剤取締法違反ではなくて、あくまでも薬事法の広告の制限に関する違反での検挙となっておりますということも、県並びに警察組織もこの問題の対応に苦慮しているということが推測されるものであります。直接の担当所管ですら手探りのこの状態であります。市長御回答のとおり、春日市独自の取り締まり等に関しては、おっしゃるとおり法改正の動きを確認しながらになると思います。ただ、やはり指をこまねいて見ているというだけにはいかないと、そう思うわけです。

いつ春日市内にこの手の店が侵攻と申しますか、出店してくるとも限らないわけですから、これを一刻も早く発見して、県や県警に通報、報告できる体制は整えておく必要があると。その意味において、まず地域づくり課が担当になるかと思いますが、各自治会を初め、老人会等、市民に対してですね、こういった店舗の危険性等、周知徹底が望まれるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

地域の防犯活動の一環として、こういった店舗は危険だと認識をしていただく。そうすることで、こういった店舗が市内に出店した際に速やかに御報告をいただける環境をつくっておけば、当然、県や県警にも速やかに連絡ができると。そういった迅速な対応が大変重要になってくるか

と考えますが、いかがでしょうか。担当所管のお考えをお聞かせください。

○議長（金堂清之君） 金堂地域生活部長。

○地域生活部長（金堂孝義君）〔登壇〕 ・議員の再質問でございます。各自治会を初め、市民の方々に対しまして、脱法ハーブを扱う店舗の危険性等、周知徹底が望まれるとの再質問にお答えいたします。

防犯関係を担当いたしております地域づくり課といたしましては、県警とのより一層の連携を図り、また防犯指導員を現在自治会等に巡回させておりますが、脱法ハーブの危険性のパンフレット等を配布し、各自治会の関係者及び地域の皆様に周知していくとともに、疑わしき店舗等があった場合、速やかな情報収集ができるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊 朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 ありがとうございます。ぜひですね、その速やかな御報告をいただけるようにですね、積極的な取り組みをお願いいたします。

続きまして、健康被害の点からもお話をさせていただきます。

先ほどから何度もですね、「脱法」という言葉を使っておりますけれども、これは実は非常におかしな話で、広義に解釈するまでもなく、人体にとって極めて悪影響を与える物質を混入しているという点において、これは脱法どころか完全に違法な犯罪であると私は考えております。

しかも、冒頭でも触れましたように、人々がなじみの深い「ハーブ」などというですね、言葉を用いる。まあ確かに、形はどうであれ用いてはいるのでしょうか、これを用いることで、ともすれば何かりラックスできて体にいいんじゃないかという錯覚すら起こさせるという意味においては、これまでにつくられてきた脱法ドラッグよりもはるかに悪質なものであると断じざるを得ません。心の敷居が低い分ですね、蔓延しやすい、そんな危惧すらございます。

その意味においてですね、これが人体にどれほど重篤な悪影響を及ぼすかと、そういう危険性の高い薬物であるかということ、決して耳ざわりのいい言葉にだまされちゃいけないという旨の啓発活動、これはこれまでの薬物以上に徹底的に、市民に広く行う必要があるのではないのでしょうか。健康課が所管ということになりますでしょうか。担当所管の今後の取り組みにつきましても、抱負もあわせてぜひお考えをお聞かせください。

○議長（金堂清之君） 白水健康福祉部長。

○健康福祉部長（白水幸君）〔登壇〕 脱法ハーブについての再質問でございます。健康福祉、それから啓発の視点からお答えさせていただきます。

脱法ハーブが人体にどれほど重篤な影響を及ぼす危険な薬物であるか、市民に広く啓発を行う必要があるのではないかと、また啓発について担当所管は今後どのように取り組んでいくのかというお尋ねにお答えいたします。

御指摘のとおり、市民が知識不足のため脱法ハーブを使用してしまい、意識障害や呼吸障害など危篤な症状を発症し、病院へ救急搬送されたり、交通事故などを起こしてしまう事件が問題と

なっております。福岡県ではハーブ店やエステサロンなどの店舗を調査し、実態調査を進め、今後の対策について検討している段階で、具体的な啓発や指導方法が示されている状況ではございません。しかし、脱法ハーブの恐ろしさを広く市民に知らせるため、県及び県警からの情報収集に努め、現段階では麻薬、覚せい剤、大麻などの薬物乱用防止事業とともに情報を発信していく必要があると考えております。

福岡県は、県庁のホームページに薬物乱用防止啓発資料等の情報提供ページを設けたり、講習会用のビデオやパネル等の貸し出しを行い、啓発を始めております。春日市におきましてもこのような情報を提供するため、いきいきプラザや本庁などにポスターの掲示や、市報等での啓発記事の掲載等を行ってまいります。さらに乳幼児相談など若い保護者が集まる会場に啓発チラシを配置したり、ヘルスリーダーや食進会など市のボランティアに対しまして教育を行い、脱法ハーブによる体と心への影響やその恐ろしさについて理解を深めてもらうとともに、その知識を周りの市民へも広げてもらうなどの方法も検討してまいりたいと考えております。

今後も福岡県警、福岡県、筑紫保健福祉環境事務所、市教育委員会、地域づくり課などと連携を図りまして、市民に対して脱法ハーブの弊害について正しい知識と自覚を深めるための努力をし、地域社会における予防啓発活動を一層推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊 朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 2番、榊でございます。

ありがとうございます。お話にもありましたように、市報等も有効に御活用いただいて啓発活動をお進めくださいますようお願いをいたします。

続きまして、教育現場での取り組みについて御質問させていただきます。

現在行われている薬物乱用防止教育について御説明をいただきました。ありがとうございます。

これはちょっと参考までにお伺いしたいのですが、この小学校5・6年生を対象とした保健学習や、中学生を対象とした全学年一斉学習や、3年生を対象とした保健体育の学習、これは年にカリキュラムとして何枠、まあ何時間とお伺いしたほうがいいのかと思っておりますが、とられておりますのでしょうか、お教えてください。お願いいたします。

○議長（金堂清之君） 工藤学校教育部長。

○学校教育部長（工藤一徳君）〔登壇〕 薬物乱用教育の時間数に関してのお尋ねであります。おおむねで言いますと、年間、各学校によって異なりますけれども、くりますと1時間から4時間ぐらいの枠で実施をいたしております。

ただ、子どもたちを取り巻いてさまざまに社会的な大きな問題が発生したり、あるいは学校として課題ととらえた場合には、朝の会やホームルームなどで、まあ時間は十分ではありませんが、かなり細かにその都度の指導を行っております。そういう意味では、教育という意味では、その総体としてとらえたほうがいいのかもかもしれませんが、お尋ねに関して言えば1時間から4時間ということになります。

以上です。

○議長（金堂清之君） 2番、榊 朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 ありがとうございます。

個別の対応は行っておるということでございますけれども、ちょっと感想といたしましては若干少ないかなというふうに感じております。

この脱法ハーブに限定されずということになります。こういった薬物の問題はですね、今後も相手側は手を変え品を変え、それこそむしろ必死ですね、何度も何度も脱法行為を繰り返してくるはず。重ねて申し上げますけれども、私に言わせればこれは脱法ですらないと。人体に悪影響を及ぼすことを承知の上で製造、販売しておるわけですから、立派な確信犯です。が、現状においては取り締まりが追いつかないのをいいことに、どんどん人の生活に土足で入り込んでくると。

これに対してはやはり早目早目の対応が、教育の現場でも求められるのではないのでしょうか。2月にお配りいただいた資料の中に脱法ハーブの記載があったという点に関しましては、その迅速な対応に心から敬意を表するものでございます。しかし1年といわずですね、もしかすると半年後には全く違う種類、また方法での薬物が出てくる可能性が否定できないというのが、悲しいかな現状でございます。となりますと、法の規制を待つよりも早く、少なくとも教育の現場においては、薬物は絶対に使用してはいけない、また近づいてもいけないという意識づけを徹底的に行っていただくという必要が出てくるのではないのでしょうか。

授業のカリキュラム等、大変厳しいことは重々承知をいたしておりますけれども、薬物の使用は青少年、少女の、まさに心身ともに健全な育成を阻害するばかりではなく、未来をも奪い去る、大変恐ろしいものでございます。この薬物乱用に関する啓発活動の時間枠のさらなる拡大、また充実を要望したいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 工藤学校教育部長。

○学校教育部長（工藤一徳君）〔登壇〕 お尋ねといたしますか、要望の趣旨は十分に理解をいたしておるつもりであります。時間枠の拡大、そういう意味では当然検討すべきテーマであると考えておりますが、その中でやはり基本となるのは、子どもたち自身が薬物を使わない、近づかない、まさに議員おっしゃるとおりだというふうには考えています。

そういう意味で、指導時間の拡大ということになります。これも議員も十分御理解いただいていると思っておりますけれども、子どもたちを取り巻く社会的環境というのは非常に激動を繰り返しております。さまざまな課題が次から次に子どもたちの身の回りに降ってきている。学校はそれらを一方ではしっかりとリサーチをしながら、本来のいわゆる全教科領域での指導に加えて、課題対応のためにカリキュラムを編成をいたしております。そこにいわゆる脱法ハーブの問題が果たして入れ込めるのかと、時間枠として入れ込めるのかとなりますと、非常に困難性が高いだろうというふうには思っています。

ただ、先ほども言いましたように、学校はそういう中で、限られた時間の中でも最大の効果を

上げるということで、例えば朝の会であったりホームルームであったり、そういう工夫をやっております。したがって脱法ハーブに関しても、今後の各学校の薬物乱用教育の中でそのような工夫をさらに生かせるように、教育委員会として情報提供、助言、支援等を行っていく必要があるだろうと、改めて感じているところであります。

○議長（金堂清之君） 2番、榊 朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 ありがとうございます。

全体としての枠の制限も含めて、まあ当然、何かと問題もあるかと思えます。ただ、今お話もございました、教育委員会から情報提供や助言等の支援ですね、これを行っていただくということでございましたので、ぜひ今後とも対応よろしくお願いをしたいと思えます。

先日ですね、市役所内で開催されました暴力団追放大会、あの中で私が脱法ハーブの件について質問を、県警の方がいらっしゃっておいりましたのでさせていただきました。帰りがけに多くの市民の方からですね、ちょうどいしたお言葉が、「最近そんなのがあるんですか」ということでございました。要はまだですね、脱法ハーブの存在を御存じないということなわけです。やっとなメディアでも問題視をされてまいりましたけれども、まだまだ認知度が低いのが現状でございます。大変恐ろしいのは、人々にその危険性が知れ渡るまでに、また法の規制が整うまでに、多くの方がその有害さを認識せずに吸引し、人体に取り返しのつかない悪影響が出てしまうということであろうかと思えます。

この被害を最小限に食いとめるためにもですね、市役所全部署が一体となっただきまして、春日市には絶対違法薬物を入れない、また売らせない、そして使用しないという意識の向上を図っていただきますよう、これはもう要望としてお願いをいたしまして、脱法ハーブの件についての質問を終わらせていただきます。この後も引き続き御対応よろしくお願いをいたします。

引き続きまして、市制40周年記念事業についての再質問を行わせていただきます。

市長の御答弁にもございましたが、経営会議等を経ての市長の、何度も申し上げます、まさに身を切る御英断に心からの敬意を表しますと、冒頭から随分市長を持ち上げておりますけれども、お考えは十分伝わりました。確かに私も、言い方は悪いかもしれませんが、無駄にお金をかけましてですね、式典のための式典を開催する必要はないと、そう考えております。

しかし、やはりこれは市長のお言葉をおかりしてということになりますけれども、市民一人一人がその住みよさを探求し、住みよいまちづくりを目指す機運を醸成する機会としてですね、この市制40周年を利用していただくことも、大変重要なことであると考えられます。ぜひ、今からいろんな冠をしていただいておりますということではございますけれども、今後もぜひ柔軟に御対応くださいますようお願いをいたします。

説明をいただきました40周年記念のロゴマーク、これについてでございますが、これは私も市報で拝見をさせていただきました。お世辞抜きで、シンプルでかつ洗練され、大変よくできたデザインではないかなというふうに思っております。

ただ、いかんせん露出が足りないかなというふうに思っております。新聞等マスコミでの発表

はございましたけれども、その後見かける機会がちょっと少ないかなというふうに思っております。せっかくのよいデザインでございますので、例えば市役所の封筒や印刷物、また職員の胸章とかですね、知らしめる機会はまだ幾らでもあるかというふうに思います。積極的なPRも必要かと考えますが、この点につきましていかがでございますでしょうか、お願いいたします。

○議長（金堂清之君） 村上総務部長。

○総務部長（村上不二夫君）〔登壇〕 ・議員からの御質問でございます。40周年記念のロゴマークについて積極的なPRが必要ではないかということのお尋ねにお答えいたします。

まずですね、これは職員がつくりまして、ロゴマークにお褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。このロゴマークはですね、現在、「市報かすが」に毎号、表紙に掲載しております。また市の職員にはですね、名刺に利用できるよとということ、職員用のパソコンの中からデータを取り出せるようにしております、名刺に使ってくださいということ、今その活用を呼びかけているところでございます。

先ほどですね、市長が答弁いたしましたように、市制40周年記念のですね、冠を付した事業がこれから順次開催されていくと考えております。事業を紹介するポスター、チラシが出回ってくることで、ロゴマークもあわせて市民の方々の目に触れる機会が多くなるのではないかと考えておるところです。

今後ですね、議員から御提案をいただいた市の封筒や印刷物、職員の胸章などへの利用もですね、検討させていただくとともに、さまざまな機会を利用してですね、40周年記念の発信していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 2番、榊 朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、どうもありがとうございます。

まあ当然、費用の問題もでございますから、しかしせっかくつくったものですし、広く知らしめるということも作成者の責務でございますので、どうか今後も積極的な御活用をよろしくお願いいたします。

これに関連いたしますけれども、40周年を記念して、いわゆる「ゆるキャラ」を考えられてはどうかという点でございます。冒頭の質問でも触れましたんですけれども、もうこの「ゆるキャラ」、これは非常に全国的な大ブームでございまして、ブームの火つけ役となりましたのは、御存じ滋賀県彦根市の「ひこにゃん」でございます。これはよろいかぶとをつけた愛らしい猫のキャラクターでございまして、まあ何のこっちゃないっちゃ何のことないんですけれども、まあこれが異常に人気が出ましてですね、これが火つけ役、牽引役という形で、それ以後全国的な広がりを見せまして、現在では大変多くの地方自治体が、この「ゆるキャラ」を何らかの形で所有しておるといってございます。

近隣市で言いましても、お隣の犬野城市が「犬野ジョーくん」、それから太宰府市が「小梅ちゃん」、福岡市に至ってはですね、「緑の妖精グリッピ」を初め、何と各所管に30種類を超す「ゆ

るキャラ」が存在しておるんだそうでございます。先日、九州の情報誌を見ておりますと、この地域の「ゆるキャラ」の特集が掲載をされております。先ほども紹介したものの以外に、九州各地のキャラクターが本当にたくさん紹介されておるんですけども、これに当然のように春日市は掲載されていないんですね。ちょっと寂しいなというふうに感じます。

費用対効果というお話、市長からもございました。これにつきましてはまさにおっしゃるとおりでございます。先ほどの雑誌にも、「いや、これはちょっと人気出らんやろう」という意味不明な「ゆるキャラ」も、実際たくさん紹介されておりました。

しかし、逆に大成功例も当然ございまして、今最も注目されておりますし、皆様もよく御存じの熊本県の「ゆるキャラ」、「くまモン」ですね。これはですね、グッズの売り上げだけで約26億円、テレビの広告宣伝効果を換算すると約11億円、全体としての経済効果はですね、実質で60億をはるかに超える数字だというふうに言われております。

また、これは地元の商工業にも確実に貢献をいたしておりまして、イメージを壊さないというものであれば、届け出により自由に使用を許可しておるということでございます。最近確かにお菓子やお酒のパッケージではよく使われておりますし、よく見かけもいたします。その利用申請件数はですね、現在5,000件に届く勢いであるというふうにお伺いしております。

この当初「くまモン」導入にかけた費用ですね、これにつきまして私、熊本県庁に問い合わせを行いました。これを行いました、返ってきた答えは、「導入費用も何も、くまモンは実在の動物です」というわけのわからん返事が返ってまいりましたので、これは全く参考にならないんですけども、常識的に着ぐるみの製作費用等を考えましても、すさまじい乗数効果であるというふうに考えられます。希少な成功例だと言われましたらそれまででございますけれども、こうした成功例があるわけでもございまして、市民に絵を募りですね、親しみを込めたキャラクターがつけられれば、それはそれで大変意味のあることではないかとも考えられます。

市長御指摘のとおり、春日市には「かすがくん」と「あすかちゃん」というですね、それはそれはもうかわいらしい、愛すべきキャラクターがおりますことは、重々私も承知いたしております。時々、街角で見かけます。あの少し物憂げな、哀愁を帯びたひとみ。本当に愛してやまないキャラクターでございますけれども、ただ、お二人とも弥生時代から活躍されているという、言ってみれば御高齢でございますので、まあ、お二人の活躍の場にはそれにふさわしい場を用意していただくことにしてですね、こちらでひとつ元気な若手を投入していただいてもよいのではないのでしょうか。ここでぜひ、さらに他市に誇れる、また話題づくりといたしましても、新しい「ゆるキャラ」の創設を再度御検討いただきたいと考えますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 村上総務部長。

○総務部長（村上不二夫君）〔登壇〕 ・議員からの御質問でございます。40周年を記念して、いわゆる「ゆるキャラ」を考えてはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

確かに議員御指摘のような成功例もあるということは承知いたしております。このようなですね、ごく一部のキャラを除きますと、多くの「ゆるキャラ」はですね、住民の方にも知られてい

ないというのが実態でございます。残念ながら十分な効果をですね、上げることができていないという事実もでございます。また、40周年記念として作成するのであれば、ちょっと公募から作成ということであれば、時間的なものが懸念されます。これらを総合的に考慮いたしますと、新たに「ゆるキャラ」を作成することはですね、大変申しわけございませんけれども、慎重にならざるを得ないというところがございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それですね、先ほど議員からも、キャラクターは非常にまちづくりへ貢献度が高いんだということでございます。そういう意味ではですね、先ほど御紹介ありました「かすがくん」「あすかちゃん」をですね、今後、市民に親しまれておりますので、積極的に活用していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（金堂清之君） 2番、榊 朋之議員。

○2番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。2番、榊でございます。御回答ありがとうございました。

まあ、御回答といたしましては若干寂しいかなという気もいたしますが、この「ゆるキャラ」、決して悪い話ではないと私は考えておりますので、今後もぜひ御検討をお願いいたします。まあ、いましばらくは「かすがくん」と「あすかちゃん」にですね、頑張ってくださいませ。

また仮にですね、「ゆるキャラ」をつくるのはいいとしても、その着ぐるみをかぶる者がいないという、運営面での御懸念がもしおありでしたら、時間が許します限り、私、考えさせていただきますので、ぜひこの件につきましてまた御検討いただきたいと思います。

まあ、結びの要望という形になりますけれども、市民が自分たちの暮らす市のことを誇れる、また自慢できるまちづくりの基盤整備、これはハード面も、またソフト面も含めて、行政の重要な役割であるというふうに考えております。大変厳しい目で見られることの多い昨今の社会事情もございまして、また、さらなる行財政改革の推進も間違いなく今後も求められてはまいります。しかし一方で、市民の気持ちを沈めさせない、前を向いて笑顔で暮らせると、そんな余裕もどこかで必ず必要になってくると私は考えております。

市制施行40周年という節目の年に当たりまして、ぜひ地に足をつけつつも、御提案を差し上げました「ゆるキャラ」創設も含めてでございます。まあこれは方法論は幾つもあるかと思っておりますけれども、市民の気分を少しでも高揚させるような、そんな機運を盛り上げていただきますようお願いをいたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。